



晩霜に対する霜注意報の開始日について

本年の九州各県及び山口県における晩霜に対する霜注意報の開始日は以下のとおりです。農作物の管理にご活用ください。今冬の高温傾向で農作物の生育が早まっていることなどを考慮し、開始日を通常より大幅に早めている県があります。ご注意ください。

令和 6 年 晩霜に対する霜注意報の開始日

県名 (一次細分区域名)	通常	今年
山口県	3 月 20 日から	3 月 1 日から
福岡県	3 月 15 日から	3 月 10 日から
佐賀県	3 月 15 日から	3 月 5 日から
長崎県 (北部、南部、五島) (壱岐・対馬)	3 月 15 日から 3 月 20 日から	変更なし
熊本県	3 月 20 日から	3 月 10 日から
大分県	3 月 20 日から	3 月 1 日から
宮崎県	3 月 20 日から	3 月 1 日から
鹿児島県 (薩摩地方、大隅地方)	3 月 10 日から	2 月 21 日から

- ※ 霜注意報は、春・秋に霜の発生による農作物や果実等の被害が発生するおそれがあるときに発表します。
- ※ 早霜に対する霜注意報の終了日および晩霜に対する霜注意報の開始日については、農作物の発芽・生育等を考慮しています。
- ※ 鹿児島県種子島・屋久島地方および奄美地方の霜注意報の実施期間は設定していません。

《本件に関する問い合わせ先》

福岡管区気象台気象防災部

地域防災推進課

地球温暖化情報官（野津原）

予報課

防災気象官（村方）

電話 092-725-3614（地域防災推進課）